

令和5年度鹿児島県介護サービス情報の報告に関する計画

1 目的

この計画は、介護サービス情報の公表制度を円滑に実施するため、介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第37条の2の3第1項及び鹿児島県介護サービス情報の公表実施要綱第6条の規定に基づき、介護サービス情報の報告に関する計画及び公表に関する計画（以下「計画」という。）を一体の計画として定めるものである。

2 計画の策定者

計画の策定者は、鹿児島県知事とする。

3 計画の基準日

令和5年4月1日

4 計画の期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

5 報告の対象となる介護サービス事業者

報告の対象となる介護サービス事業者は、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）第140条の43に規定される介護サービスを行う事業者であって、次の各号に該当する事業者とする。

- (1) 計画の基準日前の1年間において介護報酬の支払いを受けた金額が100万円（利用者負担額を含む。）を超える事業者（以下「既存事業者」という。）
- (2) 令和5年4月1日以降、新たに指定・許可を受けて介護サービスの提供を開始し、または開始しようとする事業者（以下「新規事業者」という。）

6 報告の方法その他報告の実施に関する事項

(1) 報告の提出先

鹿児島県（くらし保健福祉部高齢者生き生き推進課介護保険室）

(2) 報告する事項

省令第140条の45に規定する別表第1に掲げる項目（以下「基本情報」という。）及び別表第2に掲げる項目（以下「運営情報」という。）とする。

ただし、新規事業者においては、基本情報に限るものとする。

(3) 報告の方法

インターネットを活用した「介護サービス情報システム」を利用して基本情報及び運営情報を入力して報告する。（新規事業者は基本情報のみ）

ただし、インターネット環境がない事業者にあっては、紙媒体による報告も認めるものとする。

(4) 報告の提出期限及び公表時期

次に掲げる区分に応じ、介護サービス事業者ごとに定めるものとする。

ア 既存事業者

別紙「令和5年度介護サービス情報報告対象事業所一覧」に記載する事業所を営営する事業者

イ 新規事業者

県が別途通知する事業者

7 関連リンク

(1) 鹿児島県介護サービス情報の公表ホームページ

<http://www.pref.kagoshima.jp/ae05/kenko-fukushi/koreisya/zigyosya/kohyo.html>

(2) 鹿児島県介護サービス情報報告システム

<https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/houkoku/46/>